

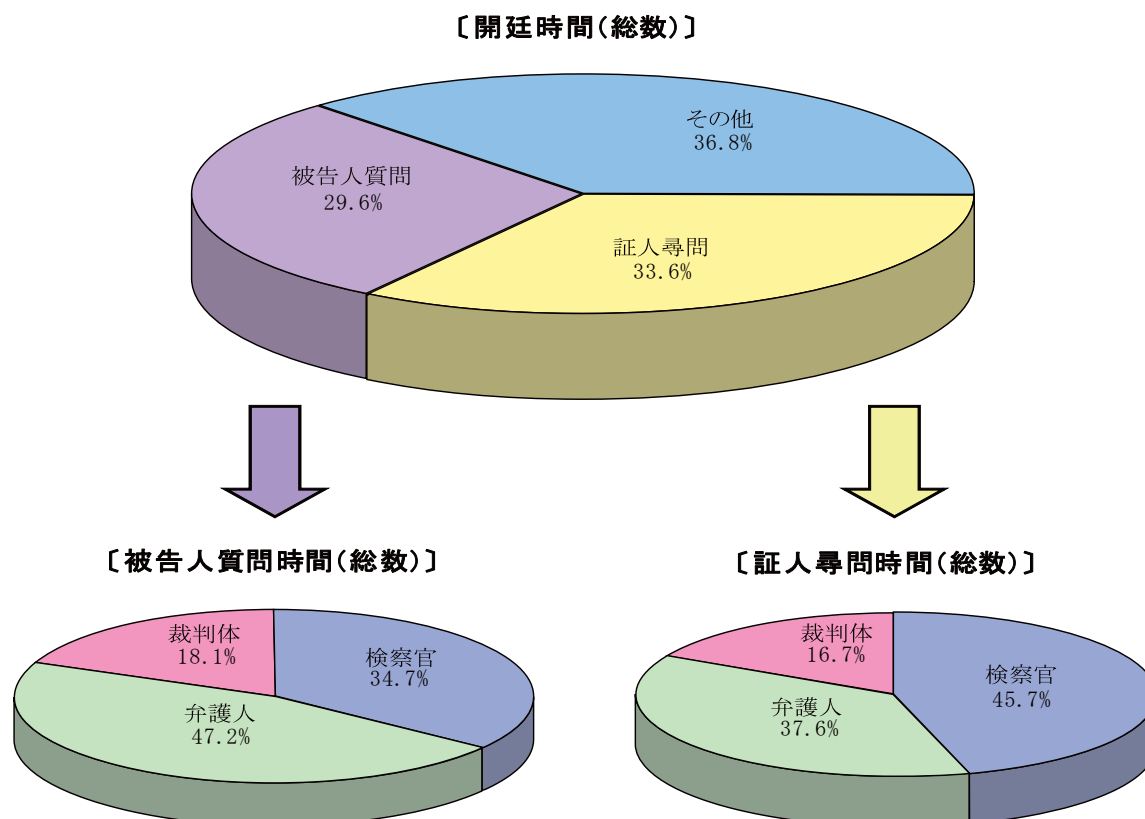
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護士及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表55のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。また、開廷回数分布別に取調べ証人数の分布状況をみると、図表56のとおりである。

図表55 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間(分)	平均証人尋問時間(分)			平均被告人質問時間(分)				
		うち検察官	うち弁護士	うち裁判体	うち検察官	うち弁護士	うち裁判体		
総数	593.8	199.7	91.2	75.0	33.4	175.6	61.0	82.8	31.8
自白	424.6	106.3	44.9	41.8	19.6	147.5	51.2	68.1	28.2
否認	786.3	295.3	138.6	109.1	47.6	207.6	72.2	99.6	35.8

- (注) 1 刑事局への個別報告による概数である。  
 2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



(注) 証人尋問を実施した終局件数と終局総件数が異なるため、本グラフの平均開廷時間に占める平均証人尋問時間の割合は、図表53と一致しない。

図表56 取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）

		終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数		1,131	76	247	292	208	114	194
開 廷 回 数	2回以内	27	8	14	4	1	-	-
	3回	417	46	149	152	49	12	9
	4回	354	16	70	91	98	49	30
	5回	176	1	9	36	43	37	50
	6回以上	157	5	5	9	17	16	105

（注）刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

法定合議事件全体と裁判員裁判対象事件における自白・否認別の平均開廷時間と平均取調べ証人数を比較したものが、図表57である。

図表57 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数

	平均開廷時間(分)			平均取調べ証人数(人)		
	総数	自白	否認	総数	自白	否認
法定合議事件総数	410.9	262.7	707.3	2.0	1.2	3.6
うち裁判員裁判対象事件	622.8	456.3	816.9	2.9	1.9	4.0

- （注）1 刑事通常第一審事件票によるため開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。  
 2 終局時の罪名が裁判所法26条2項2号に該当する事件のうち、有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を掲げた。  
 3 図表55は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。  
 4 取調べ証人数は延べ人員で計上する場合があるため図表47とは異なる。

(5) 客観的併合

公訴事実の数ごとにみた証拠調べの状況や、開廷回数、開廷時間の状況（自白・否認別）は、図表58ないし図表61のとおりである。

図表58-1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数(個)	
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上		
総数	602	57	318	127	57	20	23	21.8	
公 訴 事 実 の 数	1個	347	50	219	53	16	7	2	17.2
	2個	110	5	67	25	6	2	5	22.2
	3個	52	1	21	19	9	1	1	23.2
	4個	26	-	4	10	9	-	3	31.2
	5個以上	67	1	7	20	17	10	12	39.8

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。  
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表58-2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数(個)	
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上		
総数	529	14	197	147	72	30	69	34.9	
公 訴 事 実 の 数	1個	304	11	138	73	34	15	33	32.4
	2個	95	3	42	28	13	4	5	30.0
	3個	55	-	11	26	8	4	6	29.7
	4個	22	-	2	8	5	2	5	50.1
	5個以上	53	-	4	12	12	5	20	57.3

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。  
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表59-1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上		
総数	602	5	27	54	151	133	87	145	241.8	
公 訴 事 実 の 数	1個	347	3	15	33	88	80	61	67	223.2
	2個	110	2	6	11	26	27	10	28	240.5
	3個	52	-	1	3	16	8	5	19	300.7
	4個	26	-	1	3	4	5	6	7	271.1
	5個以上	67	-	4	4	17	13	5	24	283.3

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表59-2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上		
総数	529	2	1	3	25	59	67	372	498.4	
公 訴 事 実 の 数	1個	304	1	-	1	14	31	42	215	467.7
	2個	95	-	1	-	7	11	12	64	458.2
	3個	55	-	-	1	4	11	6	33	505.2
	4個	22	1	-	1	-	3	3	14	575.5
	5個以上	53	-	-	-	-	3	4	46	708.2

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60-1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(自白事件)

		終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		602	27	345	160	48	22	3.5
公 訴 事 実 の 数	1個	347	20	217	85	22	3	3.3
	2個	110	6	64	28	7	5	3.5
	3個	52	1	25	17	5	4	3.8
	4個	26	-	14	8	3	1	3.7
	5個以上	67	-	25	22	11	9	4.2

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60-2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(否認事件)

		終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		529	-	72	194	128	135	5.1
公 訴 事 実 の 数	1個	304	-	45	128	76	55	4.7
	2個	95	-	13	36	19	27	5.0
	3個	55	-	9	16	15	15	5.4
	4個	22	-	3	4	8	7	5.3
	5個以上	53	-	2	10	10	31	6.8

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表 6 1 - 1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(自白事件)

	終局 件数	開 廷 時 間						平均開廷 時間(分)	
		360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内	601分 以上		
総数	602	294	74	64	52	37	81	424.6	
公 訴 事 実 の 数	1個	347	196	43	33	28	19	28	379.0
	2個	110	52	17	10	9	7	15	424.7
	3個	52	18	6	8	5	2	13	516.1
	4個	26	9	2	3	3	3	6	483.7
	5個以上	67	19	6	10	7	6	19	566.5

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表 6 1 - 2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(否認事件)

	終局 件数	開 廷 時 間						平均開廷 時間(分)	
		360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内	601分 以上		
総数	529	40	36	47	48	43	315	786.3	
公 訴 事 実 の 数	1個	304	24	23	31	30	29	167	728.4
	2個	95	7	8	8	12	9	51	749.4
	3個	55	7	2	5	4	3	34	808.3
	4個	22	2	1	2	1	-	16	927.5
	5個以上	53	-	2	1	1	2	47	1103.7

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

(6) 区分審理

裁判員法71条の区分審理による審理がされた事件の審判の数ごとの内訳は図表62のとおりであり、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表63及び図表64のとおりである。

区分審理決定のあった判決人員9人について、区分事件審判の実施状況をみると、裁判官のみで構成する合議体により審理及び裁判がされたもの（以下「裁判官のみの合議体」という。）は9個（うち自白4個、否認5個）、裁判官3人と裁判員6人で構成する合議体により審理及び裁判がされたもの（以下「裁判員を含む合議体」という。）は0個であった\*11。また、区分事件審判による部分判決の結果は、全て有罪であった。

図表62 区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳

判決人員	審 判 の 数				
	2個	3個	4個	5個	6個以上
9	9	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 審判の数は、区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計である。

図表63 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以内	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,202	27	405	363	201	77	50	79	4.5
区分審理決定あり	9	-	-	-	-	1	-	8	12.0
区分審理決定なし	1,193	27	405	363	201	76	50	71	4.4

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 「区分審理決定あり」の開廷回数は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷回数を合算したものである。

\*11 区分事件審判における公判が開かれた平均合計時間は、自白が305.8分、否認が658.4分であり、平均開廷回数は、自白が3.8回、否認が6.0回であった。

図表6-4 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）

	判決 人員	開 廷 時 間							平均開廷 時間(分)
		360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	960分 以内	960分 を超える	
総数	1,202	329	228	188	143	74	73	167	626.4
区分審理決定あり	9	-	-	1	-	-	1	7	1,540.3
区分審理決定なし	1,193	329	228	187	143	74	72	160	619.5

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。  
 3 「区分審理決定あり」の開廷時間は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷時間を合算したものである。  
 4 図表5-5は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。



(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令

裁判員裁判対象事件における罪名別の参加申出をした被害者等の数及び被害者等の参加の態様等は、図表65のとおりである。

なお、刑事損害賠償命令申立てがあった判決人員は、92人である。

図表65 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）

	判決人員	参加を申し出た被害者等					
			うち参加を許可された被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等
総数	194	319	317	84	166	208	208
殺人	63	101	100	40	59	69	63
傷害致死	28	42	41	9	28	29	34
(準)強姦致死傷	24	41	41	13	24	37	29
強盗致傷	18	20	20	-	6	14	14
強盗致死(強盗殺人)	18	38	38	5	14	17	23
(準)強制わいせつ致死傷	14	17	17	3	6	7	11
危険運転致死	10	30	30	4	9	15	17
強盗強姦	10	15	15	7	10	13	11
傷害	3	5	5	-	4	4	3
集団(準)強姦致死傷	2	2	2	-	2	-	2
爆発物取締罰則違反	2	5	5	3	4	3	-
身の代金拐取	1	2	2	-	-	-	1
麻薬特例法違反	1	1	1	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

4 評議

評議時間の平均及び分布状況（自白・否認別，罪名別及び開廷回数別）は，図表6.6ないし図表6.8のとおりである。なお，評議時間は，最終評議のみの時間であり，中間評議の時間を含まない。

図表6.6 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決人員	評 議 時 間							平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数	1,202	38	147	227	220	169	127	274	674.9
自白	644	35	122	165	127	89	52	54	532.2
否認	558	3	25	62	93	80	75	220	839.6

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表67 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）

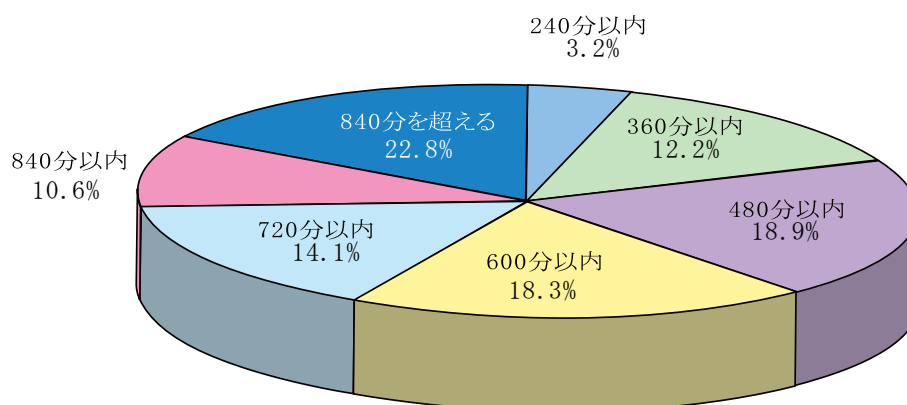
	判決 人員	評 議 時 間							平均 評議 時間 (分)
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分を 超える	
総数	1,202	38	147	227	220	169	127	274	674.9
強盗致傷	267	6	38	46	42	48	22	65	652.4
殺人	255	7	20	59	44	35	35	55	683.5
傷害致死	120	5	14	20	17	11	12	41	824.1
現住建造物等放火	117	8	16	28	24	19	11	11	562.4
覚せい剤取締法違反	112	2	18	19	22	16	16	19	622.3
(準)強姦致死傷	84	1	7	15	24	14	6	17	646.8
(準)強制わいせつ致死傷	82	2	16	20	21	7	9	7	537.8
強盗致死(強盗殺人)	36	-	-	3	7	4	5	17	980.7
麻薬特例法違反	34	1	5	10	5	2	3	8	620.3
強盗強姦	24	1	1	1	3	4	5	9	787.9
危険運転致死	14	1	3	-	2	3	1	4	674.4
集団(準)強姦致死傷	10	1	2	-	-	2	-	5	734.1
偽造通貨行使	9	2	2	3	1	1	-	-	391.7
傷害	6	-	-	1	3	1	-	1	628.0
保護責任者遺棄致死	6	-	1	1	1	-	-	3	760.8
(準)強姦	5	1	1	-	-	-	1	2	679.0
銃刀法違反	5	-	1	1	-	-	-	3	876.0
強盗	3	-	1	-	1	-	-	1	610.0
爆発物取締罰則違反	3	-	-	-	1	-	-	2	1911.3
通貨偽造	2	-	1	-	-	1	-	-	522.5
激発物破裂	1	-	-	-	1	-	-	-	500.0
暴行	1	-	-	-	-	-	1	-	755.0
逮捕監禁致死	1	-	-	-	-	-	-	1	1010.0
身の代金拐取	1	-	-	-	1	-	-	-	575.0
拐取者身の代金取得等	1	-	-	-	-	1	-	-	615.0
窃盗	1	-	-	-	-	-	-	1	1922.0
組織的犯罪処罰法違反	1	-	-	-	-	-	-	1	3240.0
麻薬取締法違反	1	-	-	-	-	-	-	1	995.0

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表68 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）

	判決人員	評 議 時 間							平均評議時間(分)	
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える		
総数	1,202	38	147	227	220	169	127	274	674.9	
開 廷 回 数	2回以下	27	-	16	5	5	1	-	-	398.2
	3回	405	28	94	116	76	51	24	16	478.7
	4回	363	6	26	69	95	67	54	46	615.1
	5回	201	3	5	26	26	34	26	81	781.0
	6回以上	206	1	6	11	18	16	23	131	1,098.7

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。



5 裁判の結果

罪名別、自白・否認別に控訴人員をみると、図表69のとおりであり、庁別・罪名別の終局区分及び罪名別の量刑分布状況は、図表70及び図表71のとおりである。

図表69 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員

	判決人員	うち 自 白		うち 否 認	
			うち控訴		うち控訴
総数	1,202	644	158	558	314
強盗致傷	267	159	43	108	61
殺人	255	126	30	129	54
傷害致死	120	61	11	59	41
現住建造物等放火	117	86	9	31	11
覚せい剤取締法違反	112	35	12	77	51
(準)強姦致死傷	84	42	19	42	26
(準)強制わいせつ致死傷	82	52	7	30	13
強盗致死(強盗殺人)	36	12	7	24	20
麻薬特例法違反	34	26	11	8	6
強盗強姦	24	7	2	17	9
危険運転致死	14	10	1	4	4
集団(準)強姦致死傷	10	7	4	3	3
偽造通貨行使	9	8	1	1	1
傷害	6	1	-	5	2
保護責任者遺棄致死	6	2	-	4	2
(準)強姦	5	2	-	3	2
銃刀法違反	5	2	-	3	3
強盗	3	2	1	1	1
爆発物取締罰則違反	3	-	-	3	2
通貨偽造	2	1	-	1	-
激発物破裂	1	1	-	-	-
暴行	1	-	-	1	-
逮捕監禁致死	1	-	-	1	-
身の代金拐取	1	1	-	-	-
拐取者身の代金取得等	1	1	-	-	-
窃盗	1	-	-	1	-
組織的犯罪処罰法違反	1	-	-	1	1
麻薬取締法違反	1	-	-	1	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表70-1 庁別・終局区分別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	一部無罪・有罪	無罪	家裁へ移送	その他	庁名	終局人員	有罪	一部無罪・有罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	1,220	1,192	3	7	-	18	広島地裁本庁	36	35	1	-	-	-
東京地裁本庁	111	105	-	1	-	5	山口地裁本庁	4	4	-	-	-	-
東京地裁立川支部	35	35	-	-	-	-	岡山地裁本庁	20	18	1	-	-	1
横浜地裁本庁	51	50	-	-	-	1	鳥取地裁本庁	6	6	-	-	-	-
横浜地裁小田原支部	18	18	-	-	-	-	松江地裁本庁	5	5	-	-	-	-
さいたま地裁本庁	58	56	1	-	-	1	福岡地裁本庁	38	37	-	1	-	-
千葉地裁本庁	121	114	-	3	-	4	福岡地裁小倉支部	23	22	-	-	-	1
水戸地裁本庁	24	24	-	-	-	-	佐賀地裁本庁	6	6	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	23	22	-	-	-	1	長崎地裁本庁	7	7	-	-	-	-
前橋地裁本庁	12	12	-	-	-	-	大分地裁本庁	7	7	-	-	-	-
静岡地裁本庁	9	9	-	-	-	-	熊本地裁本庁	11	11	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	7	7	-	-	-	-	鹿児島地裁本庁	16	16	-	-	-	-
静岡地裁浜松支部	11	11	-	-	-	-	宮崎地裁本庁	4	4	-	-	-	-
甲府地裁本庁	9	9	-	-	-	-	那覇地裁本庁	16	16	-	-	-	-
長野地裁本庁	6	6	-	-	-	-	仙台地裁本庁	10	10	-	-	-	-
長野地裁松本支部	7	7	-	-	-	-	福島地裁本庁	9	9	-	-	-	-
新潟地裁本庁	9	9	-	-	-	-	福島地裁郡山支部	11	11	-	-	-	-
大阪地裁本庁	120	119	-	1	-	-	山形地裁本庁	7	7	-	-	-	-
大阪地裁堺支部	28	28	-	-	-	-	盛岡地裁本庁	5	5	-	-	-	-
京都地裁本庁	31	30	-	-	-	1	秋田地裁本庁	7	6	-	-	-	1
神戸地裁本庁	39	38	-	1	-	-	青森地裁本庁	9	9	-	-	-	-
神戸地裁姫路支部	9	9	-	-	-	-	札幌地裁本庁	29	28	-	-	-	1
奈良地裁本庁	10	10	-	-	-	-	函館地裁本庁	2	2	-	-	-	-
大津地裁本庁	10	10	-	-	-	-	旭川地裁本庁	4	4	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	6	6	-	-	-	-	釧路地裁本庁	5	5	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	49	49	-	-	-	-	高松地裁本庁	14	14	-	-	-	-
名古屋地裁岡崎支部	11	11	-	-	-	-	徳島地裁本庁	7	7	-	-	-	-
津地裁本庁	13	12	-	-	-	1	高知地裁本庁	6	6	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	22	22	-	-	-	-	松山地裁本庁	21	21	-	-	-	-
福井地裁本庁	6	6	-	-	-	-							
金沢地裁本庁	5	5	-	-	-	-							
富山地裁本庁	5	5	-	-	-	-							

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。  
 3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

図表70-2 罪名別・終局区分別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	1,220	1,192	3	7	-	18
強盗致傷	272	266	-	1	-	5
殺人	259	254	-	1	-	4
傷害致死	120	118	1	1	-	-
現住建造物等放火	118	116	-	1	-	1
覚せい剤取締法違反	113	109	-	3	-	1
(準)強姦致死傷	90	84	-	-	-	6
(準)強制わいせつ致死傷	82	81	1	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	37	36	-	-	-	1
麻薬特例法違反	34	34	-	-	-	-
強盗強姦	24	24	-	-	-	-
危険運転致死	14	14	-	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	10	10	-	-	-	-
偽造通貨行使	9	9	-	-	-	-
傷害	6	6	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	6	6	-	-	-	-
(準)強姦	5	5	-	-	-	-
銃刀法違反	5	5	-	-	-	-
強盗	3	3	-	-	-	-
爆発物取締罰則違反	3	3	-	-	-	-
通貨偽造	2	2	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-
逮捕監禁致死	1	1	-	-	-	-
身の代金拐取	1	1	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	1	1	-	-	-	-
窃盗	1	-	1	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	1	1	-	-	-	-
麻薬取締法違反	1	1	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表7-1 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員

	終 局 区 分																	控訴申立人員	控訴率（％）	
	有 罪															罰金	無罪			その他
	有罪人員	死刑	無期懲役	有 期 懲 役																
				30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下									
											実刑	執行猶予	保釈観察							
総数	1,220	1,195	2	23	4	9	53	131	286	226	191	62	207	119	1	7	18	472	39.3	
強盗致傷	272	266	-	-	1	-	4	11	70	70	81	9	20	14	-	1	5	104	39.0	
殺人	259	254	-	2	2	3	30	44	44	37	28	12	52	27	-	1	4	84	32.9	
傷害致死	120	119	-	-	-	-	-	8	31	32	18	10	20	4	-	1	-	52	43.3	
現住建造物等放火	118	116	-	1	-	-	2	5	5	11	22	9	61	41	-	1	1	20	17.1	
覚せい剤取締法違反	113	109	-	-	-	-	5	16	67	18	3	-	-	-	-	3	1	63	56.3	
(準)強盗致死傷	90	84	-	-	-	3	3	15	21	22	14	2	4	2	-	-	6	45	53.6	
(準)強制わいせつ致死傷	82	82	-	-	-	-	1	2	4	12	13	15	35	26	-	-	-	20	24.4	
強盗致死(強盗殺人)	37	36	2	17	-	1	3	9	3	1	-	-	-	-	-	-	1	27	75.0	
麻薬特例法違反	34	34	-	-	-	-	-	3	14	14	3	-	-	-	-	-	-	17	50.0	
強盗強姦	24	24	-	2	1	2	5	8	5	1	-	-	-	-	-	-	-	11	45.8	
危険運転致死	14	14	-	-	-	-	-	1	10	1	1	1	-	-	-	-	-	5	35.7	
集団(準)強盗致死傷	10	10	-	-	-	-	-	3	4	3	-	-	-	-	-	-	-	7	70.0	
偽造通貨行使	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	6	2	-	-	-	2	22.2	
傷害	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	2	-	-	-	2	33.3	
保護責任者遺棄致死	6	6	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	2	1	-	-	-	2	33.3	
(準)強姦	5	5	-	-	-	-	-	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	40.0	
銃刀法違反	5	5	-	-	-	-	-	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	3	60.0	
強盗	3	3	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	2	66.7	
爆発物取締罰則違反	3	3	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	66.7	
通貨偽造	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
逮捕監禁致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
身の代金拐取	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
拐取者身の代金取得等	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
窃盗	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
組織的犯罪処罰法違反	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
麻薬取締法違反	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。  
 3 禁錮刑の終局人員はない。  
 4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。



6 控訴

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員につき、第一審の結果ごとの控訴理由及び控訴審結果の分布状況をみると、図表72及び図表73のとおりであり、終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布状況をみると、図表74のとおりである（ただし、いずれも控訴審終局時を基準として作成する刑事控訴事件票に基づくデータであることに留意を要する。）。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年から平成26年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から控訴審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表72 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）

第一審の結果	控訴審 終局 人員 総数	被 告 人 側							検 察 官							(参考) 第一審 終局 人員
		控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴訟手 続の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他	控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴訟手 続の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他	
総数	452	438	16	101	316	271	27	-	21	-	10	4	13	-	-	1,220
死刑	9	9	1	9	7	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
無期懲役	21	21	1	8	14	16	2	-	-	-	-	-	-	-	-	23
有 期 懲 役	30年以下	12	12	2	4	10	10	1	-	1	-	1	-	-	-	4
	25年以下	8	8	-	3	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	9
	20年以下	38	38	1	9	24	29	-	-	1	-	-	1	-	-	53
	15年以下	83	83	3	8	69	46	4	-	2	-	1	2	-	-	131
	10年以下	111	111	-	23	77	67	5	-	3	-	3	-	2	-	286
	7年以下	76	72	4	21	54	45	8	-	3	-	3	-	2	-	226
	5年以下	58	56	3	10	36	28	3	-	3	-	3	-	1	-	191
	3年以下	32	28	1	6	18	14	3	-	4	-	2	1	-	-	269
うち 執行猶予	11	8	1	2	1	6	1	-	3	-	-	1	1	-	207	
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
無罪	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	-	4	-	7	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。  
 2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。  
 3 控訴の申立てが被告人側、検察官双方からされた場合には、各欄の「控訴審終局人員」に重複して計上した。  
 4 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。  
 5 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明なかった場合は掲げていない。ただし、控訴審終局人員総数には計上した。

図表73 第一審結果別の控訴審結果の分布

第一審の結果	控訴審終局人員	控訴審の結果							上告申立人員	(参考) 第一審終局人員	
		控訴棄却	破棄差戻	うち刑罰法 397条1項 によるもの	破棄自判	うち刑罰法 397条1項 によるもの	取下げ	その他			
総数	452	353	1	1	50	23	46	2	194	1,220	
死刑	9	8	-	-	1	1	-	-	9	2	
無期懲役	21	19	-	-	2	1	-	-	16	23	
有期懲役	30年以下	12	11	-	-	1	1	-	-	9	4
	25年以下	8	7	-	-	1	-	-	-	6	9
	20年以下	38	32	-	-	1	1	5	-	22	53
	15年以下	83	68	-	-	10	2	5	-	35	131
	10年以下	111	90	-	-	6	3	15	-	39	286
	7年以下	76	60	-	-	10	5	6	-	32	226
	5年以下	58	33	-	-	11	6	13	1	13	191
	3年以下	32	24	-	-	5	1	2	1	10	269
	うち執行猶予	11	9	-	-	1	1	-	1	5	207
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
無罪	4	1	1	1	2	2	-	-	3	7	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。

2 「上告申立人員」には、上告申立後、記録送付前に上告取下げがあった人員を含む。

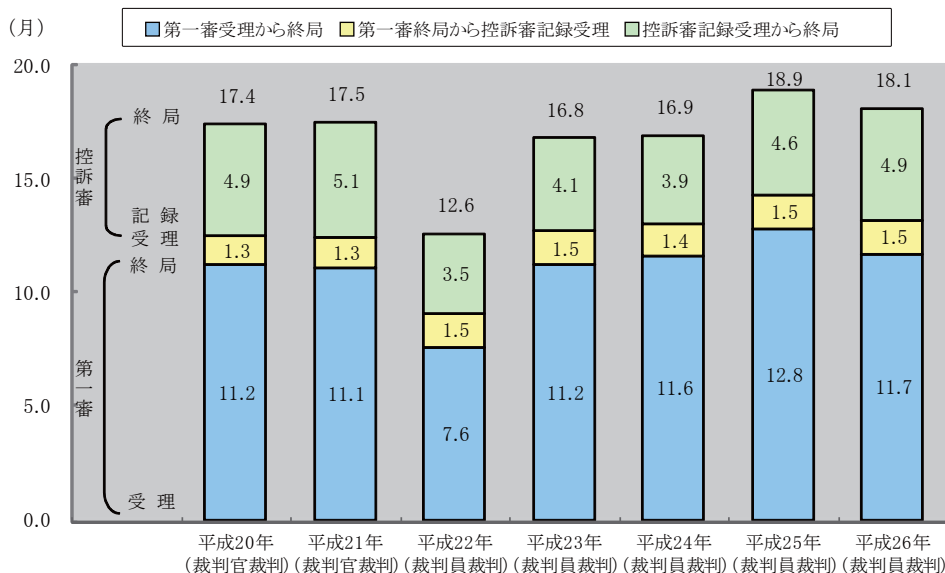
図表74 終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布

	破棄人員
終局人員	452
破棄人員 (破棄率(%))	51 (11.3)
絶対的控訴理由(刑事訴訟法377条・378条)	-
訴訟手続の法令違反(刑事訴訟法379条)	1
法令適用の誤り(刑事訴訟法380条)	5
量刑不当(刑事訴訟法381条)	7
事実誤認(刑事訴訟法382条)	11
判決後の情状(刑事訴訟法393条2項)	28
その他	-

- (注) 1 刑事控訴事件票による実人員である。  
 2 破棄理由が2以上の項目に該当する場合は、それぞれに計上した。よって、破棄理由欄の合計と破棄人員は一致しない場合がある。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



- (注) 1 刑事控訴事件票による。  
 2 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身代金拐取、拐取者身代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名のものに限る。  
 3 終局人員は、平成22年(215人)、平成23年(452人)、平成24年(397人)、平成25年(367人)及び平成26年(356人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(702人)及び平成21年(618人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

7 上告

第一審が裁判員裁判の控訴審判決に対する上告審の終局人員につき、控訴審の結果ごとの上告理由及び上告審結果の分布状況は、図表75及び図表76のとおりである。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年から平成26年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から上告審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表75 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）

控訴審の結果	上告審終局人員総数	被告人側							検察官側							双方							
		憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	
総数	212	69	37	91	102	132	2	-	-	5	5	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
控訴棄却	199	65	34	86	100	128	2	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破棄自判	死刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	有期懲役	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		25年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		20年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		15年以下	3	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		7年以下	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5年以下	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破棄差戻し・移送	7	3	3	4	-	2	-	-	-	3	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
公訴棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 刑事上告事件統計カードによる実人員である。  
 2 上告理由が複数ある場合には、各欄にそれぞれ重複して計上した。  
 3 上告理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。  
 4 上告趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、上告審終局人員には計上した。

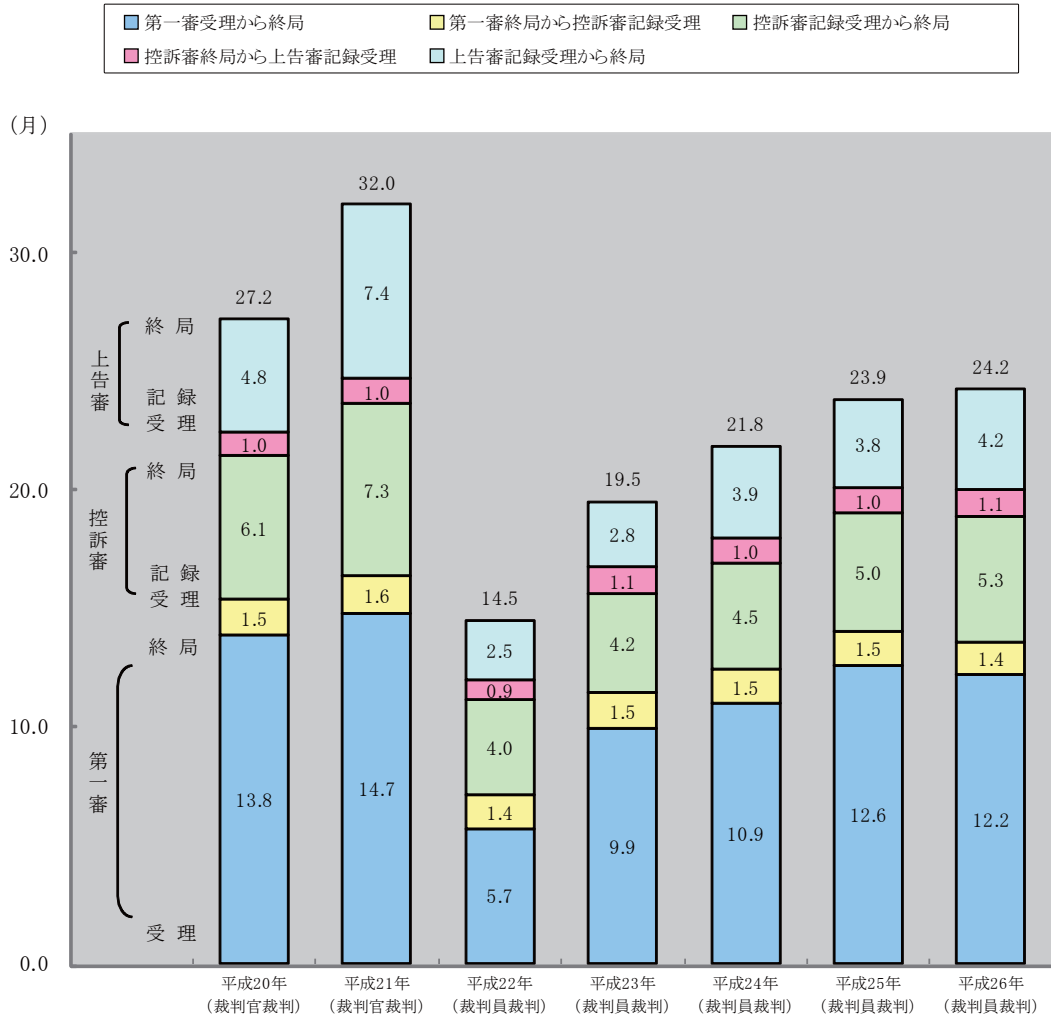
図表76 控訴審結果別の上告審結果の分布

控訴審の結果		上告審 終局 人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ	
			判決	決定	差戻し ・移送	自判			
総数		212	3	176	3	2	-	28	
控訴棄却		199	3	169	-	2	-	25	
破棄 自判	死刑	-	-	-	-	-	-	-	
	無期	-	-	-	-	-	-	-	
	有期懲役	30年以下	-	-	-	-	-	-	-
		25年以下	-	-	-	-	-	-	-
		20年以下	-	-	-	-	-	-	-
		15年以下	3	-	2	-	-	-	1
		10年以下	-	-	-	-	-	-	-
		7年以下	1	-	-	-	-	-	1
		5年以下	2	-	1	-	-	-	1
		3年以下	-	-	-	-	-	-	-
	うち執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	
無罪	-	-	-	-	-	-	-		
破棄差戻し・移送		7	-	4	3	-	-	-	
公訴棄却		-	-	-	-	-	-	-	

(注) 刑事上告事件統計カードによる実人員である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



- (注) 1 刑事上告事件統計カードによる。
- 2 上告審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身代金拐取、拐取者身代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名のものに限る。
- 3 終局人員は、平成22年(裁判員裁判)(33人)、平成23年(裁判員裁判)(154人)、平成24年(裁判員裁判)(173人)、平成25年(裁判員裁判)(159人)及び平成26年(170人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(裁判官裁判)(259人)及び平成21年(裁判官裁判)(277人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

#### 第4 その他

本項では、第2「裁判員等の選任に関する実施状況について」及び第3「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」のいずれにも関係し、又はいずれにも該当しない統計数値を示すこととした。

具体的には、1)弁護人の状況、2)外国人事件の状況、3)手話通訳人等の状況に関する統計数値を示し、最後に、4)裁判員等に対する制裁の状況を示した。



弁護人の選任状況を罪名別にみると、図表77のとおりである。

図表77 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）

	判決人員	私選弁護人が 選任された人員	国選弁護人が 選任された人員
総数	1,202	204 (17.0)	1,050 (87.4)
強盗致傷	267	19 (7.1)	254 (95.1)
殺人	255	32 (12.5)	234 (91.8)
傷害致死	120	41 (34.2)	87 (72.5)
現住建造物等放火	117	12 (10.3)	108 (92.3)
覚せい剤取締法違反	112	10 (8.9)	104 (92.9)
(準)強姦致死傷	84	22 (26.2)	70 (83.3)
(準)強制わいせつ致死傷	82	21 (25.6)	65 (79.3)
強盗致死(強盗殺人)	36	5 (13.9)	34 (94.4)
麻薬特例法違反	34	15 (44.1)	24 (70.6)
強盗強姦	24	5 (20.8)	19 (79.2)
危険運転致死	14	6 (42.9)	8 (57.1)
集団(準)強姦致死傷	10	2 (20.0)	8 (80.0)
偽造通貨行使	9	-	9 (100.0)
傷害	6	5 (83.3)	3 (50.0)
保護責任者遺棄致死	6	2 (33.3)	4 (66.7)
(準)強姦	5	-	5 (100.0)
銃刀法違反	5	2 (40.0)	3 (60.0)
強盗	3	2 (66.7)	1 (33.3)
爆発物取締罰則違反	3	-	3 (100.0)
通貨偽造	2	-	2 (100.0)
激発物破裂	1	-	1 (100.0)
暴行	1	-	1 (100.0)
逮捕監禁致死	1	1 (100.0)	-
身の代金拐取	1	-	1 (100.0)
拐取者身の代金取得等	1	1 (100.0)	-
窃盗	1	-	1 (100.0)
組織的犯罪処罰法違反	1	1 (100.0)	-
麻薬取締法違反	1	-	1 (100.0)

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

通訳翻訳人の付いた外国人の被告人につき、主要罪名別及び言語別に判決人員数をみると、図表78及び図表79のとおりである。

図表78 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決人員	うち通訳翻訳人の付いた外国人
総数	1,202	130 (10.8)
強盗致傷	267	13 (4.9)
殺人	255	5 (2.0)
傷害致死	120	2 (1.7)
現住建造物等放火	117	1 (0.9)
覚せい剤取締法違反	112	98 (87.5)
(準)強姦致死傷	84	2 (2.4)
(準)強制わいせつ致死傷	82	1 (1.2)
強盗致死(強盗殺人)	36	1 (2.8)
麻薬特例法違反	34	4 (11.8)
強盗強姦	24	-
危険運転致死	14	-
集団(準)強姦致死傷	10	-
偽造通貨行使	9	-
傷害	6	-
保護責任者遺棄致死	6	1 (16.7)
(準)強姦	5	-
銃刀法違反	5	-
強盗	3	-
爆発物取締罰則違反	3	-
通貨偽造	2	1 (50.0)
激発物破裂	1	-
暴行	1	-
逮捕監禁致死	1	-
身の代金拐取	1	-
拐取者身の代金取得等	1	-
窃盗	1	-
組織的犯罪処罰法違反	1	-
麻薬取締法違反	1	1 (100.0)

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

図表79 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員
総数	130
英語	27
中国語	26
北京語	23
広東語	2
上海語	1
スペイン語	20
タイ語	10
ポルトガル語	7
ドイツ語	6
ペルシャ語	5
ルーマニア語	5
マレー語	4
ロシア語	3
韓国・朝鮮語	2
フィリピン(タガログ)語	2
スワヒリ語	2
アラビア語	1
ベトナム語	1
パンジャビ語	1
フランス語	1
モンゴル語	1
トルコ語	1
ギリシャ語	1
スロバキア語	1
ダリー語	1
チェコ語	1
リトアニア語	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

裁判員候補者及び裁判員等に対し、手話通訳、要約筆記、点字翻訳を要したとして報告がされた状況は、図表81のとおりであり、障害を有する裁判員候補者及び裁判員等に対し、何らかの対応を行ったとして報告がされた事件は23件あった。

なお、手話通訳人等を付した被告人はいなかった。

図表80 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員  
(該当なし)

図表81 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数

	選任手続期日 に出席した 裁判員候補 者	選任された 裁判員・補充 裁判員
総数	32,833	9,271
うち手話通訳	2	-
うち要約筆記	8	1
うち点字翻訳	2	-

- (注) 1 総数のうち選任手続期日に出席した裁判員候補者は、刑事通常第一審事件票による延べ人員である。  
2 1以外の人員は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。

裁判員候補者及び裁判員等に対する制裁を行ったとして報告がされた事件はなかった。

図表82 裁判員法違反事件の処理状況  
(該当なし)